

31墨行審第36号

令和元年11月1日

写

墨田区長

山本 亨 様

墨田区行政不服審査会

会長 磯野 弥生

区政情報の公開請求の非公開決定処分（存否応答
拒否）に対する審査請求について（答申）

平成30年8月6日付け30墨総法第77号による諮問につ
いて、別紙のとおり答申します。

諮問番号：平成30年度諮問第5号

答 申

第1 審査会の結論

審査請求人からの区政情報の公開請求に対して墨田区長（以下「諮問庁」という。）が行った非公開決定処分（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

- 1 審査請求人は、平成30年6月15日付けで諮問庁に対し、墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、「訴訟委任状（別紙）の元になる墨田区と 弁護士（以下「本件弁護士」という。）との間に交わされた委任契約書及びその起案書」及び「訴訟委任状に公印を押印するための起案書及び承認書」の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 諮問庁は、本件公開請求に対し、当該請求内容に基づき特定される区政情報（以下「本件対象情報」という。）が存在しているか否かを答えることが、条例第6条の規定において非公開情報として定める同条第2号の個人に関する情報を公開することとなり、また仮に本件対象情報が存在した場合においても、当該情報は同条第2号に該当し全て非公開とされるものであることから、条例第9条の規定に基づき、存否を答えることはできないとして非公開とすることを決定し、平成30年7月2日付けで区政情報非公開決定通知書（30墨総総第500号）を審査請求人に送付した。
- 3 審査請求人は、当該非公開決定（以下「本件処分」という。）を不服とし、本件処分を取り消し、個人に関する情報を除いた部分の公開を求める審査請求書を平成30年7月3日付けで郵送し、同月4日に諮問庁に到達した。
- 4 諮問庁は、条例第17条第2項及び第3項の規定に基づき、平成30年8月6日付けで弁明書の写しを添えて当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書（平成30年7月3日付け）において、次のとおり本件処分を取り消すよう求めている。

1 審査請求の趣旨

諮問庁が平成30年7月2日付けで審査請求人に対して行った本件処分を取り消し、個人に関する情報を除いた部分を公開するよう求める。

2 審査請求の理由

諮問庁は、本件公開請求が、個人情報を含む内容となっており、区政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報（個人情報）を公開することになるため、審査請求人の公開請求を拒否した。しかし、非公開とすべき個人情報は、容易に区分することができ、当該公開請求の趣旨を損なうことがないので、当該非公開情報に係る部分を除いた部分を公開すべきである。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁は、弁明書（平成30年7月20日付け）において、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

その理由は、以下のように要約される。

1 本件に係る法令等の定め

条例第9条について

条例第9条は、「実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る区政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該区政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

判例では、条例第9条と同趣旨を定める行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第8条について、「同条が・・・（中略）・・・例外として定められたものであり、・・・（中略）・・・同条に基づいて行政文書の存否を明らかにしないことが許されるのは、当該行政文書の存否を回答すること自体から不開示情報を開示したこととなる場合や、当該行政文書の存否に関する情報

と開示請求に含まれる情報とが結合することにより、当該行政文書は存在するが不開示とする、又は当該行政文書は存在しないと回答するだけで、不開示情報を開示したことになる場合に限られると解するのが相当である。」(東京地裁平成19年9月20日判決)とする。

上記判例の内容に照らすと、本件公開請求で求められた内容と、その内容から特定された本件対象情報の存否に関する情報とが結合することにより、当該情報があるか否かを回答するだけで、非公開情報を公開することとなる場合には、存否応答拒否を行うことが許されると解され、このことは条例第9条の適用においても同様に解することが相当である。

条例第6条第2号について

条例第6条第2号は、「個人に関する情報(・・・)で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、原則として非公開情報としている。

判例では、条例第6条第2号と同趣旨を定める情報公開法第5条第1号について、「ここにいう「個人に関する情報」とは、個人の内心、身体、身分、地位その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等の個人に関連する情報全般を意味し、また、「特定の個人を識別することができるもの」については、当該情報に係る個人が誰であることを識別させることとなる氏名その他の記述部分だけでなく、これらの記述等により識別される特定の個人情報全体を指すものと解するのが相当である。」(東京地裁平成22年4月23日判決)としており、条例第6条第2号についても同様に解することが相当である。

条例第7条について

条例第7条第1項は、「実施機関は、公開請求に係る区政情報の一部に非公開情報が記載されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該公開請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該非公開情報に係る部

分以外の部分を公開しなければならない。」と規定している。

また、同条第2項は、条例第6条第2号の個人に関する情報について、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

2 本件処分の検討

条例第6条第2号及び第9条の該当性について

本件公開請求書には、別紙訴訟委任状が添付されており、その内容に、当該訴訟の原告である特定の個人の氏名が明記され、区と特定の個人との訴訟に係るものであることが読み取れる。

条例第6条第2号の考え方に照らせば、当該氏名は「特定の個人を識別することができるもの」であることが明らかであるところ、本件公開請求は、特定の個人が区に訴訟提起を行ったことが前提とされるものということができる。

上記前提は、特定の個人に関する事実等に関する情報ということができ、これは同条同号の個人に関する情報に該当する。本件対象情報が存在したとしても、存在しないとしても、その旨を明らかにすることは、当該個人に関する情報が公開される結果を生むこととなる。このことは、前記1で述べた東京地裁平成19年9月20日判決において、存否応答拒否が許される場合として示された「当該行政文書の存否に関する情報と開示請求に含まれる情報とが結合することにより、当該行政文書は存在するが不開示とする、又は当該行政文書は存在しないと回答するだけで、不開示情報を開示したことになる場合」に合致する。

したがって、本件対象情報は、その存否について答えること自体が、条例第6条第2号に定める個人に関する情報を公開することとなるため、条例第9条に定める存否応答拒否ができる情報に該当する。

条例第7条第2項の該当性について

本件処分は、上記で述べたとおり、本件公開請求の内容そのものに、原

告である特定の個人に関する情報が含まれる以上、本件対象情報が存在するか否かを答えるだけで、条例第6条第2号に定める個人に関する情報を公開することとなるため、条例第9条及び第11条第2項の規定に基づき存否応答拒否として非公開とすることを決定したものであり、条例第7条第2項に規定する「公にしても個人の権利利益を害されるおそれがないと認められるとき」に該当しないことは明らかである。

第5 審査会の判断

- 1 審査請求人が行った本件公開請求は、個人の墨田区に対する国家賠償請求訴訟について、墨田区が本件弁護士に訴訟委任する旨の訴訟委任状を添付してその訴訟事件を特定し、当該訴訟事件に係る墨田区と本件弁護士との間の訴訟委任契約書などの公開を求めるものである。上記訴訟委任状には、当事者である個人の氏名が記載されていることから、本件公開請求は、氏名が明らかとなっている特定の個人と墨田区との間の特定の訴訟事件が存在しているという事実を前提とし、墨田区の本件弁護士に対する委任関係資料の公開を求めるものということができる。

この前提事実の有無、すなわち特定の個人と墨田区との間の特定の訴訟事件の有無は、「個人に関する情報」で、「特定の個人を識別することができるもの」に当たることが明らかであり、条例第6条第2号に基づく非公開情報に該当する。

- 2 条例第9条は、「実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る区政情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該区政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

本件公開請求において、審査請求人が公開を求める訴訟委任契約書などの情報の存否を答えることは、前提である特定の個人と墨田区との間の特定の訴訟事件の有無を答えることを意味し、非公開情報を公開する結果となる。

この点について、審査請求人は、非公開とすべき個人情報、容易に区分することができ、当該非公開情報部分に係る部分を除いた部分を公開すべき

と主張する。しかし、そもそも本件対象情報は、その存否を明らかにするだけで前提である非公開情報を公開する結果となるのであるから、公開できる部分と非公開とすべき部分を区分することは不可能であり、審査請求人の主張は失当である。

したがって、条例第9条に基づき、本件対象情報の存否を回答せずに非公開とした本件処分は、これを妥当なものとして是認することができる。

3 結論

よって、諮問庁が行った本件処分は、「第1 審査会の結論」のとおり、妥当であると判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

平成30年8月6日	・ 諮問
令和元年6月21日 (第1回審査会)	・ 概要説明
令和元年8月9日 (第2回審査会)	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 審査
令和元年8月22日 (第3回審査会)	・ 審査
令和元年10月16日 (第4回審査会)	・ 審査

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、安達 和志、阿部 博道、木ノ内 建造、中野 剛史